

鹿屋市告示第 462 号

鹿屋市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱
の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年 12 月 2 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 6 年 11 月 29 日 決 裁

鹿屋市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱（平成
28年鹿屋市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第2条関係)

国民健康保険の擬制世帯における世帯主変更届									
資格確認証 の記号番号	記号	番号						(枝番)	
変更前の 世帯主 (擬制世帯主)	氏名							生年月日	年 月 日
								性別	男 ・ 女
新世帯主 (国民健康保 険世帯主)	氏名							生年月日	年 月 日
	個人番号								性別
私は、擬制世帯に属する国民健康保険被保険者ですが、鹿屋市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱第3条に規定する事項を具備していますので、国民健康保険法施行規則第10条の2の規定により、擬制世帯主の同意の下に国民健康保険上の世帯主を私に変更したく届け出ます。 なお、世帯主の変更後は、国民健康保険税の納付及び国民健康保険に関する各種届出の義務を確実に履行することを確約します。 年 月 日 届出人 住所 (新世帯主) 氏名 電話番号 鹿屋市長 様									

同意書	
私は、上記のとおり世帯主を変更することに同意します。	
なお、世帯主の変更後に鹿屋市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱第5条又は第6条の規定により世帯主を変更する必要がある場合は、再び世帯主を私に戻すことを承諾します。	
年	月 日
世帯主	<u>住 所</u>
(擬制世帯主)	<u>氏 名</u>
	<u>電話番号</u>
鹿屋市長	様

附 則

この要綱は、令和 6 年12月 2 日から施行する。